

日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会総会

次 第

日 時：令和7年2月17日（月）

午後3時30分～

場 所：村上市総合文化会館 公民館ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ 会長 鈴木 源左衛門

3. 議 題

- ・第1号議案 令和5年度事業報告並びに収支決算について
- ・第2号議案 役員の改選等について
- ・第3号議案 令和6年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について
- ・その他

〈 休憩 〉

4. 報 告 会

- ・朝日温海道路の進捗状況について

国土交通省 北陸地方整備局
新潟国道事務所 計画課 課長 岡田 英治 様

国土交通省 北陸地方整備局
羽越河川国道事務所 工務第二課 課長 石塚 清一 様

- ・道の駅「朝日」拡充計画について

村上市観光課 観光交流室 係長 増子 正臣 様

5. 閉 会

令和5年度 日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会事業報告

月 日	事業名	実施内容
10月15日(日)	あさひまつりの協賛	○あさひまつり助成金として5万円を支出
令和6年 2月16日(金)	役員会	○議題 (1) 令和5年度総会について (2) 令和6年度総会について (3) 今後の活動について
令和6年2月	総会 ※書面協議	○議題 (1) 令和4年度事業報告並びに収支決算について (2) 役員の変更について (3) 令和5年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

令和5年度 日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会収支決算

収 入

(単位：円)

項	目	予 算 現 額			収入済額	比 較	説 明
		当 初	補 正	計			
1 負担金	1 負担金	1,000	0	1,000	0	△1,000	
2 寄付金	1 寄付金	1,000	0	1,000	0	△1,000	
3 繰越金	1 繰越金	68,175	0	68,175	68,175	0	前年度繰越金 68,175
4 雑入	1 雑入	825	0	825	0	△825	
収 入 合 計		71,000	0	71,000	68,175	△2,825	

支 出

(単位：円)

項	目	予 算 現 額			支出済額	比 較	説 明
		当 初	補 正	計			
1 事務費	1 事務費	7,000	0	7,000	3,150	△3,850	通信費(切手代) 2,820 振込手数料 330
2 会議費	1 総会費	1,000	0	1,000	0	△1,000	
	2 役員会費	3,000	0	3,000	0	△3,000	
3 事業費	1 事業費	5,000	0	5,000	0	△5,000	
	2 まつり助成金	50,000	0	50,000	50,000	0	R5あさひまつり 50,000
4 予備費	1 予備費	5,000	0	5,000	0	△5,000	
支 出 合 計		71,000	0	71,000	53,150	△17,850	

収入合計 68,175 円

支出合計 53,150 円

差引残高 15,025 円 (令和6年度へ繰越)

監 査 報 告

令和7年1月20日、村上市朝日支所において、令和5年度収支予算整理簿、証拠書類、貯金通帳について照合した結果、適正に処理されていたことを報告します。

令和7年 2月17日

監 事 中 山 金 重

監 事 曾 川 悟

※個人情報保護のため、署名捺印したものは添付しません。
原本は関係帳簿に保管します。

役員の変更等について

日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会の役員を、次のとおり改選する。

○副会長

前 朝日地域区長会会長 島田 博

新 朝日地域区長会会長 佐藤 寿一

令和6年度 日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会事業計画（案）

日本海沿岸東北自動車道の開通がもたらす様々な効果をいかした地域づくりを推進するため、次の事業を行う。

- （1）朝日地域の活性化についての調査・検討。
- （2）市並びに関係機関へ必要に応じ要望書を提出。
- （3）その他本会の目的を達成するために必要な事業。

【実施事業】

- | | |
|-----------|------------|
| ・総会 | 2月17日（月） |
| ・役員会 | 随時 |
| ・関係機関への要望 | 必要に応じ要望する。 |

令和6年度 日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会収支予算書（案）

収 入

（単位：円）

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	説 明
1 負担金	1 負担金	1,000	1,000	0	
2 寄付金	1 寄付金	1,000	1,000	0	項目計上
3 繰越金	1 繰越金	15,025	68,175	△53,150	前年度繰越金
4 雑入	1 雑入	975	825	150	預金利子等
収 入 合 計		18,000	71,000	△53,000	

支 出

（単位：円）

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	説 明
1 事務費	1 事務費	9,000	7,000	2,000	消耗品、通信費
2 会議費	1 総会費	5,000	1,000	4,000	講師謝礼等
	2 役員会費	1,000	3,000	△2,000	
3 事業費	1 事業費	1,000	5,000	△4,000	
	2 まつり助成金	1,000	50,000	△49,000	
4 予備費	1 予備費	1,000	5,000	△4,000	
支 出 合 計		18,000	71,000	△53,000	

歳入、歳出差引残金なし

予算内流用及び収入増加又は減少に伴う補正については会長に一任する。

令和7年 2月17日

日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会

会長 鈴木 源左衛門

日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会 会員名簿

役職名	氏 名	備 考
会 長	鈴木 源左衛門	学識経験者
副会長	佐 藤 寿 一	朝日地域区長会長
”	渋谷 浩	朝日商工会長
監 事	中山 金 重	塩野町地区区長会代表
”	曾 川 悟	朝日商工会副会長
会 員	長谷川 康	館腰地区区長会代表
”	齋 藤 純 市	同上
”	須 貝 隆 一	同上
”	大 滝 一 郎	三面地区区長会代表
”	貝 沼 一 夫	同上
”	佐 藤 健 吉	高根地区区長会代表
”	宇 鉄 滋 吉	同上
”	難 波 義 之	同上
”	阿 部 成 一	猿沢地区区長会代表
”	中山 和 彦	同上
”	大 滝 正 吾	同上
”	大 滝 和 春	塩野町地区区長会代表
”	佐 藤 良 夫	北新潟農業協同組合経営管理員
”	船 山 寛	三面川沿岸土地改良区理事長
”	小 田 幸 男	いわふね森林組合代表理事組合長
”	佐 藤 克 雄	三面川鮭産漁業協同組合代表理事組合長
”	横 井 仁	株式会社まほろば代表取締役 指定管理
”	横 井 栄 子	朝日村まゆの花の会代表 指定管理
”	菅 井 克 彦	朝日まほろば夢農園管理組合長
”	吉 村 和 昭	館腰地域まちづくり協議会長
”	板 垣 安次郎	三面地域まちづくり協議会長
”	岩 沢 邦 夫	たかねまちづくり協議会長
”	佐 藤 倉 一	猿沢地域まちづくり協議会長
”	本 間 みづえ	塩野町地域まちづくり協議会長
幹 事	横 井 仁	朝日地区建設業連絡協議会長
”	五十嵐 忠 幸	
”	鈴 木 健 次	
事務局	横 井 公 英	朝日商工会事務局長
”	鈴 木 義 貴	
”	遠 山 勝 行	
”	岩 澤 雄 一	

日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、日本海沿岸東北自動車道活用朝日地域活性化促進協議会と称し、事務所を朝日商工会に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は、日本海沿岸東北自動車道の開通がもたらす様々な効果をいかした地域づくりを推進するため、次の事業を行う。

- (1) 朝日地域の活性化についての調査・検討
- (2) 市並びに関係機関への要望
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第3条 本会は、朝日地区内の個人又は関係団体等の代表をもって組織する。

2 本会に、本会の主旨に賛同する団体及び企業を一般会員としておくことができる。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
監事	2名
事務局	2名

(役員を選出)

第5条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

2 事務局は、会長が任命する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の任期が満了した後も、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

3 補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

4 事務局は、会の事務を処理する。

(顧問及び幹事)

第8条 本会に、顧問及び幹事をおくことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 幹事は、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、必要に応じて会長が招集し議長となる。
- 3 会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事はその過半数で決する。

(会計)

第10条 本会の経費は負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。